平成２５年（フ）第１２９４号
大阪府東大阪市横枕西４番６―305号
債務者　手口　　誠
1　決定年月日時　平成25年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１２９８号
大阪市鶴見区今津北５丁目８番５号102
債務者　足立　　守
1　決定年月日時　平成25年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１４１２号
大阪府八尾市久宝寺３丁目４番21号
債務者　小林　武司
1　決定年月日時　平成25年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５１３号
愛知県西尾市国森町郷蔵南14番地　サンレミ・国森Ａ102号室
債務者　村田　昌也
1　決定年月日時　平成25年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月８日午前10時20分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第４０８号
横浜市緑区北八朔町2194番地　市営北八朔住宅５棟106号
債務者　保坂千枝子
1　決定年月日時　平成25年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月30日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月31日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１５８号
静岡県島田市川根町家山4156番地の１
債務者　市川由佳梨
1　決定年月日時　平成25年４月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月30日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月29日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第４２号
愛知県豊橋市大崎町字平地73番地１　２―106
債務者　長谷川繁信
1　決定年月日時　平成25年４月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月27日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２５年（フ）第４８号
愛知県豊橋市新川町48番地
債務者　鈴木　時子
1　決定年月日時　平成25年４月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月27日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２５年（フ）第５２号
愛知県豊川市伊奈町縫殿53番地115　レジェンド葵102号
債務者　菅原　和希
1　決定年月日時　平成25年４月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月27日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２５年（フ）第５６号
岡山県加賀郡吉備中央町納地1461番地
債務者　水本　次男
1　決定年月日時　平成25年４月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月27日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第８０号
岡山市北区京町12番２号
債務者　笠井　絹子
1　決定年月日時　平成25年４月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月11日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第９７号
岡山市南区西市147番地４　コーポ小若16号、住民票上の住所岡山市南区西市147番地４16
債務者　中村　捷代
1　決定年月日時　平成25年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月14日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１２６号
静岡県浜松市中区北寺島町492番地の３　駅南団地２―501
債務者　山本　照代
1　決定年月日時　平成25年４月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月７日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第６９４号
大阪府東大阪市東鴻池町２丁目３番４―801号　府営東鴻池第２住宅
債務者　入江　義雄
1　決定年月日時　平成25年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月５日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１２４１号
大阪市阿倍野区帝塚山１丁目18番24―406号
債務者　岩本　雄吾
1　決定年月日時　平成25年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月21日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１３９１号
大阪府高槻市成合北の町613番地
債務者　宮﨑　吉廣
1　決定年月日時　平成25年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月21日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部